

輪島市監査公表第28号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成31年1月9日（水） 観光課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○本市の持つ景観、食、祭り、文化など数多くの資源を活用し、交流人口の拡大・地域の活性化につながるよう事業の推進にまい進していただきたい。各事業については指定管理者への委託又は各協議会への負担金の支出が多くなっている状況ではあるが、委託業務の執行の監督・指導に今後とも意を用いていただきたい。

○能登観光の重要な拠点である千枚田の景観保全については、その耕作が継続して行われるよう公益財団法人白米千枚田景勝保存協議会とともに努力していただきたい。

○事業の効果が入込客数や宿泊客数等の数値で結果が示される場合もある。朝市等の観光客数の正確な把握に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。